

岩手県告示第 581 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 19 年 7 月 27 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 二戸五日市線

（2）供用開始の区間 二戸市浄法寺町下藤 102 番 1 地先から八幡平市土沢 184 番 2 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 7 月 27 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 19 年 7 月 27 日から同年 8 月 27 日まで

2（1）路線名 軽米九戸線

（2）供用開始の区間 九戸郡軽米町大字円子第 7 地割字高山 127 番 4 地先から第 11 地割字冷水 5 番 1 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 7 月 27 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 二戸地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 7 月 27 日から同年 8 月 27 日まで